

松江市建築基準法取扱集

松江市

本取扱集の使用に際して

1. 本取扱集は、建築基準法に関する本市の考え方を示したものです。
2. 本市では「島根県建築基準法取扱」、「建築物の防火避難規定の解説」（日本建築行政会議編）及び「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」（日本建築行政会議編）を原則として取扱基準としています。
3. 本取扱集で使用している略語は次のとおりです。

法	法建築基準法
令	建築基準法施行令
建告	建設省告示
国交告	国土交通省告示
基準総則	2017年度版 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例
防避解説	建築物の防火避難規定の解説 2016

もくじ

第1 本編	
1. 集会場	4
2. 児童クラブ	5
3. 小規模保育施設	6
4. 法第6条第1項第1号の取扱い	7
5. 木造の建築物	8
6. 法第6条第2項の取扱い	9
7. 吹きさらしの廊下等に面する開口部の採光補正係数の取扱い	10
8. 令第125条第1項の出口	11
9. 平成12年建告第1436号第四号ニの取扱い	12
10. 防煙区画の取扱い	13
11. 法第35条の3の取扱い	14
12. 令第112条第12項の取扱い	15
13. 防火上主要な間仕切壁	16
14. 敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	17
15. 里道の取扱い	18
第2 「2017年度版 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」について	19
第3 「建築物の防火避難規定の解説 2016」について	24

1. 集会場

該当法令

法第2条第2号、法別表第1(イ)欄(1)項

集会場とは、次の建築物又はその部分をいう。ただし、島根県建築基準法取扱『2 地区集会所、地区公民館の取扱』により集会場として取り扱わないものを除く。

- (1) 不特定多数の者が集会等に利用する建築物で、集会室の床面積の合計が 100 m²を超えるもの。
- (2) 不特定多数の者が集会等に利用することができる室(1室の床面積が 100 m²を超えるものに限る)を有する建築物の部分。

関連告示

参 考

更新履歴

基準総則 P38

H30.3.1 公開

2. 児童クラブ

該当法令	法第2条第2号、法別表第1(イ)欄(2)項
	令第19条第1項

児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第3項に放課後児童健全育成事業の用に供する施設をいう。児童クラブは令第19条第1項に規定する児童福祉施設等に含まれる。

【解説】

児童クラブは放課後児童の健全な育成を目的としたものであり、児童福祉法第40条の児童厚生施設に類する施設であることから児童福祉施設等として取り扱う。ただし、学校等の一部の空間を利用する場合については、学校等と児童クラブとの機能上の関係性に着目し判断する。

関連告示

参 考

更新履歴

基準総則 P36

H30.3.1 公開

3. 小規模保育施設

該当法令	法第2条第2号、法別表第1(イ)欄(2)項
	令第19条第1項
<p>小規模保育施設とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設をいう。小規模保育施設は原則として令第19条第1項に規定する児童福祉施設等に含まれる。</p> <p>【解説】</p> <p>小規模保育施設は自立避難が困難な者が利用する施設であり、機能・利用形態が保育所と変わらないことから児童福祉施設等として取り扱う。</p>	
関連告示	
参 考	基準総則 P36
更新履歴	H30.3.1 公開

4. 法第6条第1項第1号の取扱い

該当法令	法第6条第1項第1号
------	------------

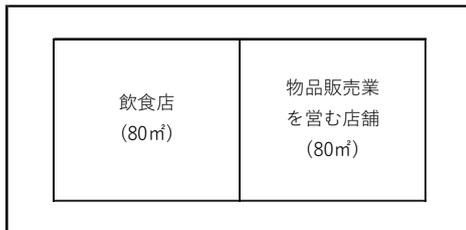
法第6条第1項第1号の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 敷地内に複数の建築物がある場合は、棟を単位として適用される。
- (2) 2以上の用途に供する建築物の場合は、用途ごとの床面積の合計により適用される。
- (3) 増築の場合は、増築後の床面積の合計(既存部分を含む)により適用される。

【解説】

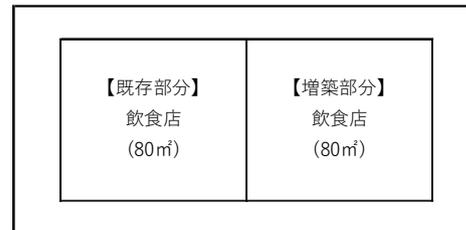
適用判断例

例1 (2以上の用途)



飲食店及び物品販売業を営む店舗は法別表第1(イ)欄に掲げる用途であるが、それぞれの床面積の合計が100㎡を超えないため、法第6条第1項第1号には該当しない。

例2(増築)



飲食店は法別表第1(イ)欄に掲げる用途であり、増築後の床面積の合計が100㎡を超えるため、法第6条第1項第1号に該当する。

関連告示	
参 考	
更新履歴	H30.3.1 公開

5. 木造の建築物

該当法令	法第6条第1項第2号、3号
------	---------------

法第6条第1項第2号における木造の建築物とは、主要構造部（床、屋根、及び階段を除く。）のうち自重又は積載荷重を支える部分が全て木造であるものをいう。

【解説】

該当する主要構造部は、壁、柱及び梁である。このうち壁については自重又は積載荷重を支える場合のみとする。梁については、小屋組、母屋、小屋ばり、胴差し及び桁が該当する。垂木、根太については、それぞれ屋根、床の構成材とする。

法第6条第1項第3号の木造以外の建築物については前述の木造の建築物の取扱いを踏まえて、自重又は積載荷重を支える主要構造部のうち壁、柱及び梁のいずれかに非木造部材が使用されているものをいう。

関連告示	
参 考	
更新履歴	H30.3.1 公開

6. 法第6条第2項の取扱い

該当法令

法第6条第2項

法第6条第2項における増築とは敷地を単位とした増築をいう。

【解説】

既存建築物のある敷地に別棟の建築物を建築するような場合は、棟を単位とすると新築であるが、敷地を単位とすると増築となる。法第6条第2項については敷地を単位として適用する。

なお、床面積の合計についても敷地単位での適用となるため、既存建築物のある敷地に複数の建築物を増築する場合は、各々の建築物の延べ面積が10㎡以内であっても、敷地内の増築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えれば、法6条第2項は適用されない。

関連告示

参 考

更新履歴

H30.3.1 公開

7. 吹きさらしの廊下等に面する開口部の採光補正係数の取扱い

該当法令	法第 28 条第 1 項
	令第 20 条

外気に有効に開放されている吹きさらし廊下等に面する開口部について、上階の廊下、庇等の幅が 3m を超える場合は、地域の区分に応じて計算した数値に 0.7 を乗じて得た数値を採光補正係数とする。

【解説】

吹きさらし廊下等に面する開口部の外側にある幅 3m を超える上階の廊下、庇等は、幅 90 cm 以上の縁側に類するものとして取り扱い、採光補正係数を低減する。

関連告示	
参 考	基準総則 P117
更新履歴	H30.3.1 公開

8. 令第125条第1項の出口

該当法令	法第35条
	令第125条第1項、令第128条
<p>令第128条に規定する令第125条第1項の出口には、屋外階段（屋外避難階段を除く）が地上と接する部分が含まれる。</p>	
関連告示	
参 考	
更新履歴	H30.3.1 公開

9. 平成 12 年建告第 1436 号第四号ニの取扱い

該当法令	法第 35 条
	令第 126 条の 2

避難経路である廊下等については、原則として平成 12 年建告第 1436 号第四号ニを適用することはできない。

【解説】

平成 12 年建告第 1436 号第四号ニ(1)及び(2)は「室」に適用されるが避難経路は「室」には該当せず、告示を適用することはできない。

関連告示	平成 12 年 5 月 31 日建告第 1436 号
参 考	防避解説 P84
更新履歴	H30.3.1 公開

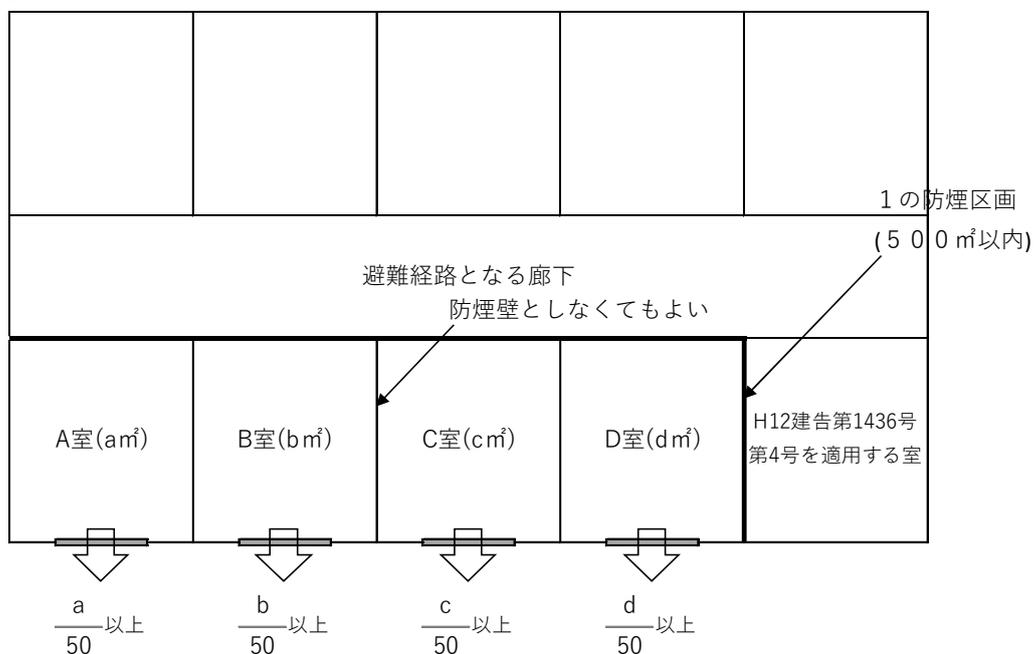
10. 防煙区画の取扱い

該当法令	法第35条
	令第126条の2、3

令第126条の2の規定により排煙設備を設ける室の間仕切壁は原則として防煙壁としなければならない。ただし、複数の室がそれぞれで煙を有効に排出できる場合、複数の室を1の防煙区画とすることができる。なお、この場合、防煙区画内に避難経路となる廊下等及び平成12年建設省告示1436号第4号を適用する建築物の部分を含めることはできない。

【解説】

複数の室を1の防煙区画とする例



関連告示	平成12年5月31日建告第1436号
参 考	昭和46年12月4日住指発第905号 防避解説 P76
更新履歴	H30.3.1 公開

1 1. 法第 35 条の 3 の取扱い

該当法令	法第 35 条の 3
	令第 111 条
<p>令第 111 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する開口部を有しない居室(以下、無窓の居室)とその他の部分とを区画する間仕切壁及び床は主要構造部に該当する。ただし、主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物の無窓の居室とその他の部分とを区画する間仕切壁を不燃材料で造った場合、その間仕切壁はこの規定による主要構造部とみなさない。</p> <p>【解説】</p> <p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物の無窓の居室とその他の部分とを区画する間仕切壁を不燃材料で造った場合は、その間仕切壁を準耐火構造とすることを要しない。ただし、この規定以外の規定(令第 112 条等)により準耐火構造とする間仕切壁についてはこの限りでない。</p>	
関連告示	
参 考	
更新履歴	H30.3.1 公開

12. 令第112条第12項の取扱い

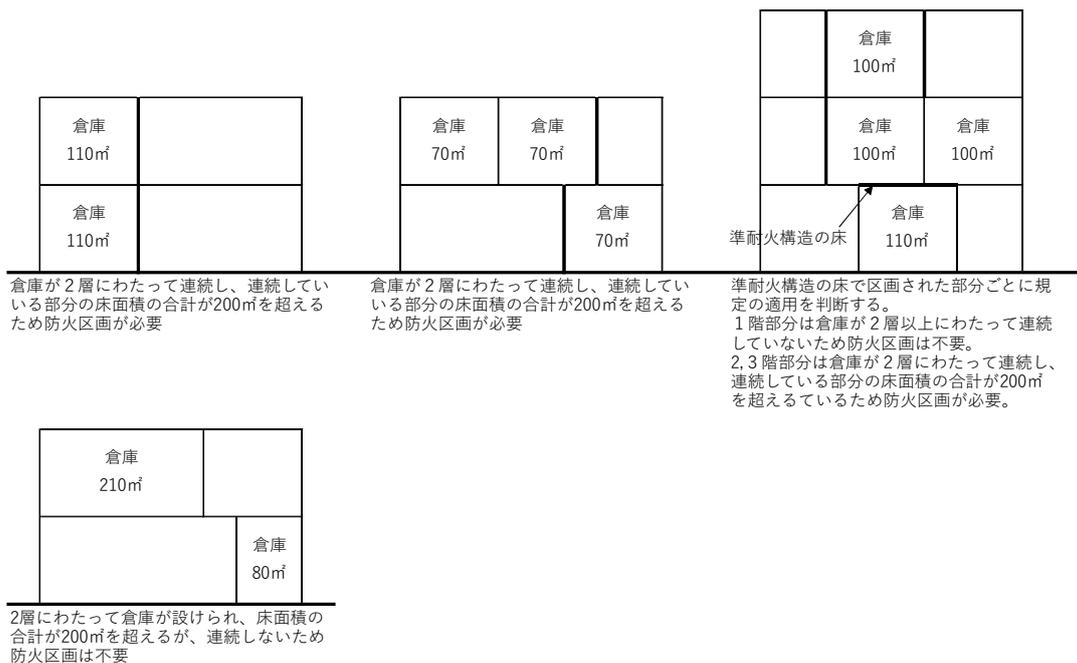
該当法令	法第36条、法第24条
	令第112条第12項

令第112条第12項は建築物の一部が法第24条各号のいずれかに該当する場合に木造建築物等であるかどうかに係わらず適用される。

建築物の一部が法第24条第3号に該当する場合とは、法第24条第3号に掲げる用途に供する部分が2層以上にわたって連続し、連続している部分の床面積の合計が200㎡を超える場合をいう。ただし、2層以上にわたって連続する部分が準耐火構造の床で区画されている場合は、その区画されている部分ごとに法第24条第3号に該当するかどうかを判断する。

【解説】

防火区画の要否の判断の例



関連告示

参 考

更新履歴

H30.3.1 公開

13. 防火上主要な間仕切壁

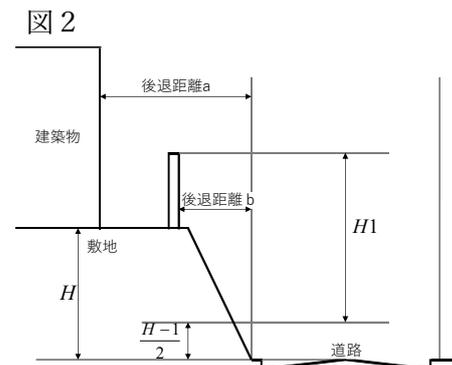
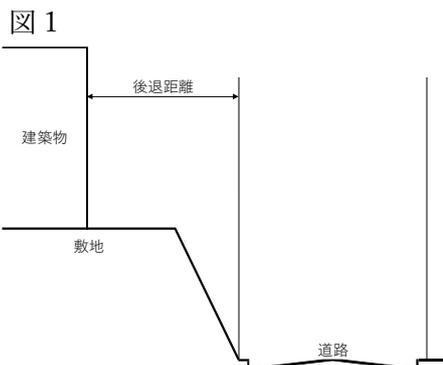
該当法令	法第 36 条 令第 114 条第 2 項
<p>防火上主要な間仕切壁の範囲は原則として次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 学校にあっては、教室等相互を区画する壁及び教室からの避難経路（廊下、階段等）とその他の部分（火災発生が少ない室を除く）とを区画する壁。ただし、教室と廊下がパーティションパネル等で区画されている場合は、この部分を開口部として取り扱う。</p> <p>(2) 病院・診療所、ホテル・旅館、下宿及び寄宿舍にあっては、病室、就寢室等を含む部分とその他の部分とを区画する壁で病室、就寢室等が 3 室以下であり、かつその他の室を含み 100 m²以下に（100 m²を超える病室、就寢室等にあってはその室とその他の部分とを）区画する壁及び病室、就寢室等からの避難経路とその他の部分（火災発生が少ない室を除く）とを区画する壁。なお、病室、就寢室等以外の室も同様とすることが望ましい。また、(2) の用途の建築物の場合は、就寝を伴う施設であるため、上記 (1) 学校の場合のパーティションパネル等の取扱いは適用できない。</p> <p>(3) 児童福祉施設等にあっては、(2) の「病室、就寢室等」を「主たる用途に供する居室」と読み替えて適用する。なお、(3) の用途の場合は、自力避難が困難な施設であるため、上記 (1) 学校の場合のパーティションパネル等の取扱いは適用できない。</p> <p>(4) マーケットにあっては、店舗相互間の壁のうち重要なもの。</p> <p>(5) 火気使用室とその他の部分を区画する壁。</p> <p>【解説】</p> <p>防火上主要な間仕切壁の上記以外の取扱いについては、『建築物の防火避難規定の解説 2016』P135 による。</p>	
関連告示	
参 考	防避解説 P135
更新履歴	H30.3.1 公開

1 4 . 敷地と道路に高低差がある場合の後退距離

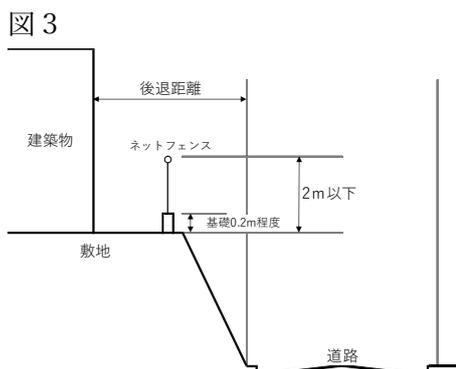
該当法令	法第 56 条第 2 項
	令第 130 条の 12 第 1 項第 3 号、令第 135 条の 2 第 1 項
	松江市建築基準法施行細則第 22 条

道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の道路斜線の後退距離の緩和の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 擁壁は建築物ではないため、後退距離の算定から除外される。(図 1)
- (2) 擁壁の上部に塀等を設けた場合は、当該塀等の部分に対して令第 130 条の 12 を適用する。(図 2) ただし、擁壁の上部に日照、通風が確保できる高さ 2m 以下のネットフェンス等で基礎の高さを 0.2m 程度としたものを設ける場合は、これを建築物と取り扱わない。(図 3)



- ・ H1が1.2m以下 (1.2mを超える部分が網状その他これらに類する形状である場合は2m以下) である場合の後退距離はa
- ・ 上記以外の場合の後退距離はb



関連告示

参 考 総則集団 P222

更新履歴 H30.3.1 公開

15. 里道の取扱い

該当法令	法第2条第6号、法第28条、法第56条、法第56条の2
	令第20条第2項第1号、令第134条第1項、第3項、 令第135条の3第1項第1号、令第135条の4第1項第1号
	令第135条の12第1項第1号

里道と敷地との境界線は延焼のおそれのある部分、採光、道路斜線、隣地斜線、北側斜線、日影規制のいずれの規定の適用においても原則として隣地境界線と同様に取り扱い、緩和の対象とすることはできない。ただし、周囲の状況等により将来にわたって空間が確保されるものについては、緩和の対象とすることができる。

【解説】

里道は払い下げ、付替え等の可能性があり、空地、水面等と同等以上に永続性が担保されているものではないため、原則として緩和の適用対象外となる。

以下、ただし書きを適用することにより緩和の対象とした場合の取扱いを示す。

里道に接する敷地の緩和一覧表

採光	幅の1/2が緩和対象
延焼のおそれのある部分	幅の1/2が緩和対象
道路斜線*	全幅が緩和対象
隣地斜線	幅の1/2が緩和対象
北側斜線	幅の1/2が緩和対象
日影規制	幅の1/2が緩和対象

*道路の反対側にある場合に限る

関連告示	
参 考	基準総則 P218
更新履歴	H30.3.1 公開

第2 「2017年度版 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」について

基準総則の各項目の適用については、下表のとおりです。

適用欄の凡例	○ 取扱基準とするもの
	△ 取扱いに関して追記があるもの又は取扱いが異なるもの

項目	適用	松江市取扱
1-1 用語の定義（第2条）		
(1) 建築物の定義		
屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	○	
海水浴場の休憩所等	○	
テント工作物	○	
車両を利用した工作物	○	
コンテナ	○	
係留船（係留型の海洋建築物）	○	
機械式自動車車庫	○	
開閉できる屋根を持つ工作物	○	
跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	○	
貯蔵槽その他これらに類する施設	○	
小規模な倉庫	○	
一の建築物	○	
(2) 特殊建築物		
予備校	○	
多目的利用体育館	○	
スポーツの練習場	○	
幼保連携型認定こども園	○	
児童福祉施設等	△	基準総則の取扱い例一覧以外に児童福祉施設等として取り扱う施設の例 2. 児童クラブ 3. 小規模保育施設
集会場	△	1. 集会場
ダンスホール	○	
ナイトクラブ	○	
カラオケルーム	○	
長屋、共同住宅	○	
戸建型グループホーム	○	
(3) 居室		
居住、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	○	
(4) 延焼のおそれのある部分		
建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	○	
(5) 建築等		
改築	○	
大規模の修繕、大規模の模様替	○	
(6) 工事施工者		
工事の請負人	○	
1-2 適用の除外（第3条）		

工事の着手	○	
1-3 確認申請（第6条）		
メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	○	
1-4 仮設建築物（第85条）		
工事現場に設ける仮設建築物	○	
公益上必要な応急仮設建築物	○	
仮設興行場等の仮設建築物	○	
1-5 用途変更（第87条）		
用途変更	○	
1-6 工作物（第88条）		
ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等	○	
建築物と一体的な広告塔	○	
1-7 面積の算定（第53条、第92条）		
(1) 建築面積		
建築面積の基本的算定方法	○	
外壁面が垂直でない建築物	○	
吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	○	
自走式自動車車庫	○	
(2) 床面積		
床面積の基本的算定方法	○	
ピロティ	○	
ポーチ	○	
公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	○	
吹きさらしの廊下	△	La=1m、Lb=2m
ベランダ、バルコニー	○	
住宅用エアコンを設置した吹きさらしの廊下、ベランダ及びバルコニー部分	○	
屋内階段	○	
屋外階段	△	La=2m、Lb=2m、Lc=1m
屋外階段が接する開放廊下部分	○	
エレベーターシャフト、パイプシャフト等	○	
給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット部分	○	
出窓	○	
機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	○	
体育館等のギャラリー等	○	
エキスパンションジョイント	○	
壁その他の区画の中心線	○	
1-8 高さ及び階数の算定（第92条）		
(1) 高さ		
地階	○	
高さに算入しない屋上部分	○	
太陽光発電設備等	○	
屋上突出物	○	
軒の高さ	○	
(2) 階数		
階数に算入しない屋上部分	○	
小屋裏物置等	○	

ラック式倉庫（立体自動倉庫）、多層式倉庫	○	
(3) 地盤面		
地盤面	○	
3m を超える場合の地盤面	○	
1-9 その他（法第 22 条、第 28 条）		
22 条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	○	
居室の採光	△	7. 吹きさらしの廊下等に面する開口部の採光補正係数の取扱い
こんろその他火を使用する設備等	○	
2-1 接道長さ（第 43 条）		
敷地の接道長さ	○	
敷地と道路に高低差がある場合	○	
2 項道路の終端部の接道長さ	○	
2-2 用途規制（第 48 条）		
(1) 住宅		
ソーホー（SOHO）	○	
ファミリーホーム	○	
グループホームのサテライト型住居	○	
居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	○	
生計困難者向けの無料低額宿泊所等	○	
がん終末患者等を看取る施設	○	
ウィークリーマンション	○	
サービスアパートメント	○	
会社の寮、保養所	○	
(2) 日用品販売店舗等		
調剤薬局	○	
特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	○	
新聞販売所	○	
インターネットカフェ、まんが喫茶	○	
(3) サービス店舗		
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	○	
カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	○	
まつ毛エクステ専門店	○	
コインランドリー	○	
歯科技工所	○	
(4) 学習塾等		
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	
スポーツ幼稚園	○	
疾病予防施設（メディカルフィットネス）	○	
(5) アトリエ・工房		
陶磁器の製造・作品展示施設	○	
(6) 学校等		
近隣住民を対象とした公民館、集会所	△	1. 集会場
認定こども園	○	
フリースクール	○	
(7) 神社・寺院等		
納骨堂（納骨施設）	○	

(8) 老人ホーム等		
小規模保育事業等の用に供する施設等	○	
小規模多機能型居宅介護施設	○	
介護予防センター	○	
障害者支援施設	○	
盲導犬訓練施設	○	
(9) 診療所・病院		
介護老人保健施設	○	
人工透析センター	○	
医療保護施設	○	
がん相談支援センター	○	
(10) 公益上必要な建築物		
防災備蓄庫等	○	
(11) 老人福祉センター等		
老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	○	
視聴覚障害者情報提供施設	○	
地域活動支援センター	○	
地域包括支援センター	○	
(12) 物販店舗等商業施設		
携帯電話販売店	○	
レストランウェディング施設	○	
中古自動車オークション会場	○	
大規模複合アミューズメント施設（風営法適用外）	○	
シアターボックス	○	
シミュレーションゴルフ&バー	○	
音楽練習スタジオ	○	
葬祭場、セレモニーホール	○	
戸建型の家族葬（葬儀）施設	○	
スーパー銭湯	○	
(13) 事務所		
自社事務所内の展示ルーム等	○	
時間貸しオフィス（ビジネスレンタルスペース）	○	
中古自動車買取専門店	○	
(14) 工場等		
工場等において制限を受ける原動機等	○	
工場における作業場	○	
仕出し屋、学校の給食センター	○	
宅配を主とする弁当屋	○	
植物工場	○	
エンバッキング施設	○	
ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	○	
物流センター、物流拠点施設	○	
倉庫業を営む倉庫	○	
屋上の自動車車庫	○	
(15) 動物関連施設		
動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	○	

ペットの通信販売業（ネットショッピング等）を営む施設	○	
ペットの繁殖・飼育施設	○	
ペット用品販売店	○	
ペットカフェ	○	
老犬・老猫ホーム	○	
2-3 容積率（第52条）		
容積率を算定する場合の前面道路	○	
住宅及び老人ホーム等の地階に係る容積率不算入	○	
共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	○	
共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	○	
2-4 建築物の敷地面積（第53条の2）		
所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用できる範囲	○	
2-5 外壁後退（第54条）		
外壁後退の対象	○	
外壁後退の緩和に係る長さの測り方	○	
2-6 高さ制限（第56条）		
行止り道路	○	
屈折道路	○	
T字型道路	○	
幅員が一定でない道路	○	
道路と敷地の間に他の敷地がある場合	○	
建築設備等がある場合の後退距離	○	
2以上の異なる水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い	△	15. 里道の取扱い
敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	△	14. 敷地と道路に高低差がある場合の後退距離
敷地に地盤面が複数ある場合	○	
斜線制限に関する屋上部分の適用関係	○	
廊下・バルコニー等のパイプ手すり	○	
2-7 天空率（第56条第7項）		
特殊敷地における適合建築物	○	
入隅敷地等の区域の設定	○	
出隅敷地における区域の設定	○	
隅切り	○	
前面道路が2以上ある場合の区域区分	○	
一の道路の取扱い	○	
算定位置1	○	
算定位置2	○	
高低差がある場合	○	
天空率の算定対象となる建築物の範囲	○	
安全率	○	
2-8 日影規制（第56条の2）		
平均地表面	○	
測定線の設定方法	○	

第3 「建築物の防火避難規定の解説 2016」について

防避解説の各項目の適用については、下表のとおりです。

適用欄の凡例	○ 取扱基準とするもの
	△ 取扱いに関して追記があるもの又は取扱いが異なるもの

項目	適用	松江市取扱
[法第2条]用語の定義		
1. 居室		
サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定の上の非居室扱い	○	
2. 延焼のおそれのある部分		
建築物相互間の取扱い	○	
附属建築物の取扱い	○	
線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	○	
地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	○	
3. 耐火構造【令第107条】		
最上階から数える階数のとり方（耐火性能）	○	
吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	○	
耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い	○	
耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	○	
耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）	○	
斜材（筋かい）の耐火被覆の取扱い	○	
1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	○	
高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）	○	
耐火構造の外壁に木材・外断熱材等を施す場合の取扱い	○	
耐火構造の屋根の例示仕様について	○	
耐火性能に関する技術基準について	○	
メゾネット型共同住宅内の階段の構造	○	
耐火建築物の主要構造部等	○	
4. 準耐火構造【令第107条の2】		
準耐火構造の性能基準について	○	
5. 防火構造【令第108条】		
屋内側防火被覆の取扱い	○	
6. 耐火建築物【令第108条の3】		
耐火性能検証法	○	
7. 防火設備【令第109条】		
防火設備とみなすので壁・塀等	○	
8. 準耐火建築物【令第109条の3】		
耐火構造の外壁を支持する部材の構造（口準耐1）	○	
外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲（口準耐2）	○	
屋根を不燃材料で造り又はふく構造（口準耐2）	○	
[法第27条]耐火建築物等		
9. 耐火建築物等としなければならない特殊建築物		
3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	○	
法第27条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	○	
法第27条の対象となる3階建の診療所の取扱い	○	

[法第 34 条]昇降機		
10. 非常用の昇降機【令第 129 条の 13 の 2、3】		
非常用エレベーターの設置免除	○	
設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	○	
設置免除に係る法第 2 条第九の二口に規定する防火設備の取扱い	○	
非常用エレベーターの停止階の取扱い	○	
乗降ロビーと屋内との連絡の免除	○	
乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向	○	
乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	○	
[法第 35 条]避難施設		
11. 窓その他の開口部を有しない居室等【令第 116 条の 2】		
法第 35 条の適用を受ける無窓の居室の範囲	○	
令第 116 条の 2 第 1 項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	○	
12. 適用の範囲【令第 117 条】		
令第 117 条第 2 項の区画を建築設備等が貫通する場合	○	
ツインビル等の避難規定上の取扱い	○	
13. 廊下の幅【令第 119 条】		
学校のクラブハウスの廊下の幅	○	
14. 直通階段の設置【令第 120 条】		
直通階段の要件	○	
特別避難階段までの歩行距離	○	
歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	○	
メゾネット型共同住宅の住戸の直通階段までの歩行距離	○	
15. 2 以上の直通階段を設ける場合【令第 121 条】		
大規模店舗（床面積の合計が 1500 m ² を超えるもの）の取扱い	○	
避難上有効なバルコニー等の構造	○	
ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舎の寝室の範囲	○	
令第 121 条第 1 項第六号イの挂靠書における用途の取扱い	○	
令第 121 条第 3 項に規定する通常の歩行経路	○	
階段の踊場を経由する場合の 2 方向避難の取扱い	○	
16. 避難階段の設置【令第 122 条】		
避難階段及び特別避難階段の設置免除	○	
地上階と地階の双方に通ずる特別避難階段の取扱い	○	
屋上広場の設置	○	
17. 避難階段及び特別避難階段の構造【令第 123 条】		
屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	○	
屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	○	
屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	○	
屋外避難階段から 2m 未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	○	
特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	○	
18. 共同住宅の住戸の床面積の算定等【令第 123 条の 2】		
メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	○	
5 階以上の階のメゾネット型住戸と 2 以上の直通階段の設置	○	
19. 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅【令第 124 条】		
避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	○	
2 つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	○	
20. 屋外への出口【令第 125 条】		
大規模店舗で避難階が複数ある場合の屋外への出口の幅	○	

21. 屋外への出口等の施錠装置の構造等【令第125条の2】		
屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	○	
22. 屋上広場等【令第126条】		
階段の踊場等における手すりの設置	○	
屋上広場の面積の取扱い	○	
[法第35条]排煙設備		
23. 排煙設備の設置【令第126条の2】		
令第126条の2第1項本文の解釈	○	
24. 排煙設備の適用除外部分【令第126条の2】		
令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）	○	
令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）	○	
令第126条の2第1項ただし書第四号（機械製作工場等）	○	
その他（風除室、刑務所等）	○	
25. 防煙区画【令第126条の2、3】		
令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）の部分との区画	○	
吹抜きのある場合の取扱い	○	
個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	○	
防煙区画間の仕様	△	10. 防煙区画の取扱い
26. 防煙壁【令第126条の2、3】		
防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い	○	
可動防煙たれ壁の取扱い	○	
27. 自然排煙口及び手動開放装置【令第126条の2、3】		
排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い	○	
手動開放装置の取扱い	○	
28. 排煙告示【令第126条の2、3】		
平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	○	
平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲（住宅等）	○	
平12建告第1436号の第四号ハの適用の範囲（車庫等）	○	
平12建告第1436号の第四号ニ及びホの適用の範囲	△	9. 平成12年建告第1436号の第四号ニの取扱い
[法第35条]非常用の照明装置		
29. 非常用の照明装置の設置を要する部分【令第126条の4】		
公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い	○	
居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	○	
学校等における非常用の照明装置の設置	○	
ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	○	
地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	○	
30. 非常用の照明装置の設置不要部分【令第126条の4】		
開放廊下・開放階段の取扱い	○	
物品販売店舗の店内通路の取扱い	○	
小規模な店舗兼用住宅の取扱い	○	
31. 非常用の照明装置告示【令第126条の4】		
歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	○	
歩行距離が30mを超える工場の取扱い	○	
[法第35条]非常用の進入口		
32. 非常用の進入口の設置【令第126条の6、7】		
非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	○	
共同住宅に設ける代替進入口の特例	○	
屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	○	

33. 非常用の進入口の配置及び構造【令第126条の6、7】		
非常用の進入口又は代替進入口の配置	○	
代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い	○	
[法第35条]敷地内の通路		
34. 敷地内の通路【令第128条】		
敷地内の通路の取扱い	○	
[法第35条の2]避難上の安全検証法		
35. 避難上の安全の検証【令第129条、第129条の2、第129条の2の2】		
火災の発生のおそれの少ない室	○	
階避難安全検証法	○	
居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間	○	
滞留の解消時間	○	
在館者密度	○	
火災成長率	○	
階ごとの検証範囲	○	
ツインビル等の検証方法	○	
全館避難安全検証法	○	
全館煙降下時間	○	
[法第35条の2]内装制限		
36. 特殊建築物等の内装【令第128条の4、第128条の5】		
調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	○	
電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	○	
内装制限における柱・はり等の取扱い	○	
共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	○	
[法第36条]階段		
37. 階段【令第23条】		
屋外階段と屋外避難階段の取扱い	○	
階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	○	
メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	○	
屋外階段の幅及びげあげ・踏面の寸法等の取扱い	○	
大規模店舗における階段の幅等の取扱い	○	
階段の有効幅員について	○	
[法第36条]防火区画		
38. 面積区画【令第112条】		
大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	○	
用途上やむを得ない場合の取扱い	○	
39. 竪穴区画【令第112条】		
自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	○	
小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い	○	
自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	○	
避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲	○	
店舗等3階建て兼用住宅の竪穴区画	○	
昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	○	
40. 異種用途区画【令第112条】		
店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	○	
物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	○	
41. 常時閉鎖式防火戸【令第112条】		
パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い	○	

はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	○	
42. 防火区画【令第112条】		
防火区画を構成する床・壁の範囲	○	
[法第36条]界壁等		
43. 長屋又は共同住宅の各戸の界壁【令第114条】		
界壁の範囲及び構造	○	
44. 学校、病院等における防火上主要な間仕切壁【令第114条】		
防火上主要な間仕切壁	△	13. 防火上主要な間仕切壁
間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	○	
[法第62条]準防火地域内の建築物		
45. 地階を除く階数が3である建築物の技術的基準【令第136条の2】		
木造3階建における0.2㎡以内の換気窓の設置位置	○	
[法第84条の2]簡易な構造の建築物に対する制限の緩和		
46. 簡易な構造の建築物【令第136条の9、第136条の10】		
簡易な構造の建築物の指定について	○	
簡易な構造の建築物の基準について	○	